

大阪府介護支援専門員実務研修 実習受入事業所説明会 Q & A

(※実習受入事業所説明会等で寄せられた質問をまとめています。)

※2026. 3. 1

分類	NO	質問	回答
1	実習受入事業所について	① 実習受入可能な事業所を、特定事業所加算を取得している事業所とするのはなぜか。	厚生労働省の研修ガイドライン及び研修実施要綱では、特定事業所加算を取得している事業所のような指導体制が整っている事業所で実習を行うことが適切であると示されています。今後更に実習も含めた研修全般の質の向上を図る必要があり、ガイドライン及び研修実施要綱の内容を踏まえた体制にするために、特定事業所加算取得事業所で実習受入をしていただくこととしています。 (ただし、令和9年3月31日までは経過措置期間とし、その時点で実施している実務研修の指導までは、特定事業所加算を取得していなくても「主任介護支援専門員を配置し、指導体制が整っている事業所」を対象とします。)
2	実習受入について	② 受講者を1人受入れた後は、それ以降の申込みを受入れないとしても差し支えないか。	特定事業所加算を受けている事業所は、その要件として『介護保険法第六十九条の二第一項に規定する介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。』とされています。 実習の受入れをしないことにより、指導体制が整っていないとみなされる可能性がありますので、複数の受講者から申出があった場合も、可能な限り受入れにご協力ください。
		③ 1つの事業所で2プロセスを指導すると、ほぼ1日の実習になることが予想される。2プロセスを希望している受講者であっても、1プロセスのみの受入としてもよいか。	事業所の都合により1プロセスしか受入ができないのであれば、その旨を受講者に伝えてください。可能であれば双方で日時の調整をし、2プロセスを受入れていただけるようご協力をお願いします。 (1プロセスを1日とし、2日間で指導いただくことでも構いません。)
		④ 実習受入の申込の際、受講者が日程を指定し、指定日以外は都合がつかないとして申込むケースがあるが、その場合は断ってもよいか。	可能な限り他の日程を打診し、調整の上ご協力をお願いします。 なお、受講者には実習日を限定して申込みをすることがないよう注意を促し、複数日を設定して受入事業所と日程調整が行えるように説明しています。
		⑤ 受講者から見学実習の受入依頼がない場合はどうするのか。	受講者から実習の受入依頼がない場合も想定されます。受講者は当財団ホームページに掲載の「実習受入事業所一覧」から事業所を選定するため、依頼がない場合はやむを得ません。受入がないからといって、登録を解除することはありません。
		⑥ 1人の実習指導者が、同時に複数の受講者を受入することは可能か。	受講者の実習目標はそれぞれに異なります。目標に応じた指導を行っていただく必要がありますので、 <u>一対一の指導をお願いします。</u> (実際に2人を同時に指導された報告があり、実習を再度行っていただいたケースがあります。)
		⑦ 実習受入当日に急な予定が入ったり、実習指導者が体調不良のためなどで受入ができなくなった場合は、どのように対応すればよいか。	受講者は「様式B」に連絡先を記入して事業所宛にFAXしているため、速やかに連絡をとり改めて日程調整を行ってください。 居宅訪問の実習を予定していたのであれば相手の都合もあるため、事業所内指導に変更することもやむを得ませんが、可能な限り居宅訪問での実習が行えるよう調整をしてください。

3	指導プロセスについて	⑧	地域包括支援センターにおいては、要支援（予防）のプロセスにて実習を実施してもよいか。	今後、変更される場合がありますが、現状では問題ありません。 （受入事業所に地域包括を選定する受講者は、地域包括での就労を考えているなど予防を学びたいと目標設定していると思われる。） ただし、5つのプロセスのうちアセスメントについては、模擬ケアプラン作成実習を兼ねているため、実習協力者（事例対象者）の居宅サービス計画書等を作成することになっています。その対象者は、要介護認定を受けていること、居宅で生活をしていることを条件にしているため、アセスメント以外のプロセスでの受入をお願いします。
		⑨	実習を行うプロセス場面を、主任ケアマネ側から選ぶことは可能か。	できません。受講者の希望するプロセス場面についての指導をお願いします。
		⑩	長時間の実習になるため、届出をしている主任介護支援専門員（実習指導者）が複数いる場合、1プロセスの指導（「オリエンテーション」「見学実施」「実習振り返り」）を、それぞれ別の指導者が共同で実施しても、主任介護支援専門員更新研修の要件を満たすことができるか。	1プロセスの構成を分断し、それぞれ別の実習指導者が指導を行うことはできません。プロセス毎での指導をお願いします。 したがって、質問のケースでは主任介護支援専門員更新研修の要件を満たすことにはなりません。
		⑪	実習を引き受けるとしたものの、実習目標に合致する事例がない場合はどうすべきか。	事業所内の他のケアマネジャーが担当する事例で当てはまるものがないか確認いただき、合致する事例があれば、その事例にて対応してください。（ただし、居宅訪問や指導説明については実習指導者が同行し対応してください。） 受講者の実習目標に合致する事例がない場合には、その旨を受講者に伝え、別の事例であれば実習可能であるということを提案するなど、柔軟な対応をお願いします。
		⑫	「給付管理」において、2つの疾患別事例を選定してどの様に指導すればよいか、具体的に示してほしい。	介護支援専門員業務に就く前の受講者が理解し難い科目の1つに「給付管理業務」があげられます。「給付管理」は、受講者全員の「共通目標」を事前に設定しておりますので、「様式B」をご参照ください。 また、手引きにある「学習のねらい」や実習指導計画表（給付管理）の参考例も併せて参考にしてください。 指導内容の例として、2つの疾患別事例を選定することで、特徴のある部分を取り上げながら、介護保険給付についての一連の流れを比較しながら指導することができます。 また、具体的な例としては、訪問介護を2,000単位で予定し本人に利用表及び別表、サービス事業所にサービス提供票及び別表を交付したにも関わらず、翌月はじめのサービス事業所からのサービスの実績が、1850単位と報告があった場合、どのように給付の適正を確認し、区分支給限度額を管理しているか等です。
		⑬	「プランニング」では、実際にプラン作成をするような学習項目の記載もあるので、作成してもらってもよいのか。	受講者の実習目標の内容によりますが、受講者に作成するように一方的に指示を出すのではなく、実習指導者の指導の下で、一緒にプランを考えてみるという方法で作成してもらっても構いません。 （アセスメントの模擬ケアプラン作成とは異なることを理解の上、指導をお願いします。）

		⑭	「モニタリング」において、居宅訪問での指導を設定したときに、その実習対象者が施設に居る場合は、利用者の個室または相談室で対応してもよいか。	問題ありません。 ただし、施設入所者を実習対象者とする場合は、アセスメント以外のプロセスでの指導としてください。（アセスメントの実習協力者は、要介護認定を受け、居宅で生活していることを条件としています。）
		⑮	サービス担当者会議は、主任介護支援専門員が行わない場合がある。その場合、事業所内の他の介護支援専門員のサービス担当者会議に同席することを設定してもよいか。	問題ありません。むしろ、実際の現場に同席（会議の見学）させてもらえるよう、調整をお願いします。 ただし、実習指導者である主任介護支援専門員も会議に同席し、会議開催の目的やプロセスの一連の流れなど、全体の説明を行いながら指導にあってください。
4	指導事例（疾患別）について	⑯	指導事例について、2事例選定する場合、一人で2つ以上の疾患を有する利用者を取り上げることで、2つの疾患別事例とし、2事例取り上げたことのできるのか。	1つのプロセスにつき、一人の利用者の疾患（①脳血管疾患 ②大腿骨頸部骨折 ③心疾患 ④認知症 ⑤誤嚥性肺炎 のうちのいずれか）が2つ以上あることについては問題ありませんが、高齢者の多様な生活の実態を知ることが実習の目的であるため、2事例を選定する場合は、二人の事例を取り上げてください。 また、指導形態に居宅訪問としているプロセスの実習の実施に当たっては、可能な限り居宅訪問を行ってください。ただし、利用者の都合や訪問にかかる時間等を考慮するため調整ができない場合は、事業所内指導となりますが、その場合は事例ファイル等をもとにプロセスがしっかりとイメージできるよう指導してください。
		⑰	指導プロセスの疾患別事例について、受講者が他プロセス（他事業所で実施）で実習済みの疾患別事例でもよいか。 例えば、アセスメントのプロセスで認知症の事例を実習済みであっても、当事業所のモニタリングのプロセス指導の事例が認知症の疾患を取り上げてよいか。他の疾患別事例を取り上げなければいけないか。	疾患別事例（①脳血管疾患 ②大腿骨頸部骨折 ③心疾患 ④認知症 ⑤誤嚥性肺炎）は、受講者の「実習の目標」に基づき選択するため、他事業所で実習済みの疾患別事例と重なっても問題ありません。 「実習の目標」に希望する疾患別事例等の記載がない場合は、実習指導者が担当する事例ファイルから指導する疾患事例を選択することになります。（少なくとも3事業所での実習になるため、他事業所と疾患が重なることはあります。）
5	指導時間について	⑱	実習指導者が1名のため、2つのプロセスを指導する際は、オリエンテーションの内容は共通する部分も多いです。このため、例えば2つ目のプロセス指導自体は2時間30分で、1つ目のプロセスで実施しているオリエンテーション時間の30分を加え、3時間の指導としてよいか。	手引P18、P20の実習指導計画書記載例をご確認ください。 記載例には、1つ目プロセスで実施したオリエンテーション時間は、2つ目のプロセス指導時間には含まれません。ただし、最終行程で実施する実習の振り返り時間については、2つ目プロセスの指導時間に含まれます。記載例を参考に、それぞれに 決められた 指導時間となるように指導計画を作成してください。
6	実習指導者について	⑲	非常勤の主任介護支援専門員でも、実習指導は可能なのか。	実習指導者として届出のある主任介護支援専門員であれば、指導可能です。
7	様式について	⑳	様式Bはどのように入手するのか。	様式Bの原本については、実習当日に受講者が持参します。 （実習日が確定した段階でFAXで受取り、実習の目的等を確認します。）
		㉑	様式Bは手書きでなければならないのか（電子データの受取はできないのか。）	様式Bは、受講者自身が「実習の目標」を記入しており当日に持参しますので、手書きで作成してください。押印が必要です。

		② 実習指導計画書の様式はダウンロードできるのか。パソコン作成でも問題はないか。	(一財)大阪府地域福祉推進財団のHPで、ダウンロードできます。パソコンで作成していただいて構いません。
		③ 様式A、様式Bの報告書は鉛筆書きで問題ないか。	様式A(受講者用)は、受講者は鉛筆書きでも可としていますが、実習指導者が記入する欄は押印も必要なため、ボールペン等で記入してください。様式B(受入事業所用)は、主任介護支援専門員更新研修受講に必要な書類となるため、受講者もボールペン等で記入しています。実習指導者が記入する欄も勿論ボールペン等で記入してください。 なお、様式Bに修正がある場合、修正テープの使用は不可です。二重線を引き、訂正印を押してください。
		④ 様式Bの原本は、主任ケアマネ更新研修の受講要件の証明となるが、保管はどのようにすればよいか。	実習指導者本人が主任介護支援専門員更新研修受講の際の受講要件確認書類となりますので、指導者本人が必ず保管してください。(原本を5年間)事業所は写しを保管してください。
8	その他	⑤ 受講者の本人確認は、持参してくる受講票だけでよいのか。	実習当日に、受講者が持参する受講票の「受講番号」「氏名」と、見学・観察実習報告書(様式A、B)の受講番号と氏名が一致していることを確認してください。
		⑥ 居宅訪問の場合、実習協力者(利用者)宅付近で集合し、現地解散してもよいのか。	見学観察実習の指導は、受入事業所でオリエンテーションの説明から始め、それから実習協力者である利用者の事例ファイルなどから情報の共有、該当プロセスの業務説明や見学時に学んでいただくポイントなどを指導の上で利用者宅に訪問し、受講者は実習指導者がどのように利用者や家族、関係者と接しているのか見学します。その後、事業所に戻り、実習の振り返りを行っていただきますので、現地集合、解散はあり得ません。
		⑦ 利用者の個人情報を見せることになるが、その取扱いについては誓約書等を書かせる必要があるのか。	事業所ごとに個人情報についての取り扱いルールが異なるため、各事業所で必要な手続や対応をお願いします。
		⑧ 受講者から事業所に対して、何らかの申出や苦情があった際には、どのような対応をすればよいか。	苦情などの申出があれば事務局へ報告いただき、事務局から受講者と事業所へ状況確認を行います。 内容によっては再実習等の対応を依頼する場合があります。
		⑨ 来年度も説明会に参加しなければならないか。	現在のところ 必要ありませんが、制度等が変更され、実習内容を大幅に変更する場合は、参加が必要となる可能性もあります。 毎年2月頃に実習内容を示した案内文書をメールにて送信しますので、必ず確認の上、実習指導を行ってください。
		⑩ 主任介護支援専門員更新研修の受講要件について、実習受入の件数に変更はあるか。	大阪府のホームページ(介護支援専門員情報)にてご確認ください。 今後、関連する制度等の改正に伴い、要件を見直す可能性もあります。